

早稲田大学における金融緊急措置

——第一封鎖預金申請と戦時補償特別税免除——

森 田 貴 子

はじめに

第二次世界大戦後の日本において、一九四五（昭和二〇）年一〇月二日、連合国軍最高司令官総司令部GHQ／SCAPは民間情報教育局CIEを設置すると、一二月末までに四大教育改革を指令し、戦後日本の民主化政策の一つとして、教育改革を精力的に進めた。

CIEではアメリカ教育使節団を計画し、一九四六年二月一八日、ストッダード G. D. Stoddard を団長とする使節団名簿を公表した。第一次アメリカ教育使節団は、三月五日・七日に来日し、第一委員会（教育課程・教科書）、第二委員会（教員養成・教授法）、第三委員会（一般行政）、第四委員会（高等教育）、国語特別委員会、起草特別委員会の設置を決め、仕事を分担し、三月二〇日から報告書を作成し、三月三〇日に完成、SCAPへ提出し、一九四六年四月

七日、「アメリカ教育使節団報告書」として公表した⁽¹⁾。

この教育改革が開始された時期は、日本において、激しいインフレーションに対する金融政策も進められていた時期であった。一九四五年八月から日本銀行券の発行高は急増し、インフレ対策として、日本政府は、一九四六年二月から金融緊急措置を開始した。「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」が公布され、封鎖預金の設定が行われた。同年一〇月には「戦時補償特別措置法」が公布され、事実上の戦時補償の打ち切りが決定され、通貨の流通量を強制的に縮小する措置がとられた⁽²⁾。

「第一次アメリカ教育使節団報告書」は「公立の専門学校および大学を適切に維持するのに必要な資金は、国庫から支給されることができ。しかし、私立学校にとっては、ことは深刻である。……授業料から得られる資金以外に……なんらかの財政的支持が得られなければならない。……もし公共の基金が戦争による損失の回復に充当されるべきものだとすれば、それは……私立学校にも、同様にその発展のために割り当てられるべきである。……高等教育を施す私立および公立学校に対して、公認の寄付として使用されるはずの凍結基金は、一刻も早く凍結を解除されることが望ましい。……学校の自由を妨げることがあつてはならない」と指摘していた⁽³⁾。

従来、金融緊急措置は、個人の生活や企業・金融機関の活動に関するものとして注目されてきた。だが、高等教育機関である大学にとつても、教育改革と戦災復旧を進めるためには、これらの金融緊急措置に対して大学の存続をかけた対応が必要であった。

本稿は、早稲田大学における金融緊急措置への対応を第一封鎖預金への申請と戦時補償特別税免除から検討することを目的とする。

一 「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」の公布

第二次世界大戦後のインフレ対策として大蔵省は、一九四六（昭和二一）年二月一七日、「金融緊急措置令」（勅令第八三三号）、「日本銀行券預入令」（勅令第八四号）、「金融緊急措置令施行規則」（大蔵省令第二二号）、「日本銀行券預入令施行規則」（大蔵省令第一三三号）を公布し、同日施行した。

これにより、「金融機関ハ、本令施行ノ際、現ニ存スル預金其ノ他、金融業務トノ債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下封鎖預金等ト称ス）ニ付テハ……其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ」（「金融緊急措置令」第一条）、「封鎖支払ニ基キ生ジタル金融機関ノ預金、其ノ他金融業務トノ債務ハ、之ヲ封鎖預金等ト看做ス」（「金融緊急措置令」第二条）とされた。国債、地方債、社債等も「債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ハ封鎖支払ニ依」るものとされ、株式、配当金等も同じとされた（「金融緊急措置令」第四条）。「封鎖預金等」の支払いは「一世帯ニ付、其ノ生活費等ニ充ツル為、毎月世帯主ニ対シ三百円、及世帯員一人ニ対シ百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額」、「毎月給与、賃金、手当、賞与其ノ他ノ定期的給与ノ支払ノ為、之ニ要スル金額、但シ、当該月ニ於テ月額五百円ヲ超ユル定期的給与ヲ受タル者アルトキハ、其ノ者ニ付テハ月額五百円」が限度額とされた。（「金融緊急措置令施行規則」第五条）。

一九四六年三月二日を限りに（「日本銀行券預入令施行規則」第二条）、「日本銀行券（以下旧券ト称ス）」は「強制通用ノ効力ヲ失」い（「日本銀行券預入令」第一条）、三月七日までに（「日本銀行券預入令施行規則」第三条）「旧券ヲ所持スル者ハ……当該旧券ヲ金融機関ニ対スル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ、命令ヲ以テ定ムル期間内ニ日本銀行ニ対シ旧券ヲ以テ預金ヲ為ス者ハ、預入ト同時ニ……日本銀行券（以下新券ト称ス）ニ依リ、当該預金ノ支払ヲ為スベキコ

トヲ請求スルコトヲ得」(「日本銀行券預入令」第二条)とされた。

金融緊急措置施行後の二月二〇日には「日本銀行券預入令特例ノ件」(勅令第九〇号)が公布され、その後も施行規則は改正が行われた。一九四六年七月に戦時補償の事実上の打ち切りが決定されると、企業は銀行に対する債務の履行が不可能となり、銀行も整理を余儀なくされるにいたった。金融機関が整理を余儀なくされるならば、預金の切り捨てを含む処置が必要となることが予想された。⁽⁴⁾そこで、八月二一日、「金融緊急措置令施行規則」が改正され(大蔵省令第九〇号)、「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」と「第二封鎖預金等」に分割する処置がとられた。

「昭和二十一年八月十一日午前零時ニ於テ現ニ存スル封鎖預金等ハ……第一封鎖預金等及第二封鎖預金等ニ区分」され、「昭和二十一年八月十一日以後、封鎖支払ニ基キ生ジタル封鎖預金等ハ第一封鎖預金等」とされた(「金融緊急措置令施行規則」第一条ノ二)。八月二一日午前零時時点で現存の封鎖預金の内、個人の第一封鎖預金については、「一口三千円未満ノモノニ付テハ其ノ全額」、「一口三千円以上」は「一世帯ニ付」き「世帯主及世帯員各一人ニ付四千元ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額但シ三万二千円ヲ超ユルコトヲ得ズ」か「一万五千元」の「何レカ多額ナル金額」とされた(第一条ノ三)。法人やその他の団体の第一封鎖預金は、「一口一万五千元以下ナルトキハ其ノ全額、一万五千元ヲ超ユルトキハ一万五千元」(第一条ノ三)とされた。さらに「慈善団体、教育団体、医療団体、其ノ他専ラ公益ヲ目的トスル団体ニシテ封鎖預金等審査委員会ノ指定スルモノニ付テハ、同委員会ノ定ムル金額」を加算し、「大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ、総額百万円ヲ超エザル限度ニ於テ、之ヲ増額スルコトヲ得」(第一条ノ四ノ四)とされた。

第一封鎖預金設定の申請書は「昭和二十一年八月十一日ヨリ同年九月十日迄ニ……金融機関ニ提出スベシ」とされた(第一条ノ七)。これに伴い大蔵省は、八月二一日「公益団体第一封鎖預金等指定申請手続」(大蔵省告示第六三四号)を告示し、「慈善団体、教育団体、医療団体その他専ラ公益を目的とする団体」で、「第一封鎖預金等の指定を申請し

ようとするときは、公益団体第一封鎖預金等指定申請書を、大蔵省銀行局又は最寄りの財務局を経由して、封鎖預金等審査委員会会長」に、「正副二通作成し提出」することを定めた。

二 第一封鎖預金への申請

金融緊急措置に伴い、早稲田大学においても封鎖預金設定の問題が起きた。封鎖預金について検討する前に、一九四六年三月時点での早稲田大学の財政状況を確認する。第1表は、「昭和二十年度収支決算書」の内の「貸借対照表」から作成したものである。資産から、本部敷地・大隈講堂会館敷地・戸塚運動場・第一高等学院敷地・東伏見運動場・戸田橋艇庫用地・鑄物研究所敷地・理工学部研究所敷地・久留米村錬成道場敷地・軽井沢所有地・甘泉園・戸塚町所有地からなる「土地」と、図書館・演劇博物館・大隈講堂・学生ホール・本部・武道館・鑄物研究所・久留米村錬成道場・教室・其他・設備からなる「建物及設備」の不動産資産が三五・八%を占めている。⁵⁾公債は、私貨四分利公債・五分利公債・四分利公債・三分半利公債からなり資産の九・一%である。株式の占める割合は少ないが、大日本印刷株式会社・株式会社早稲田大学出版部の株式である。預金・貯金は三八%を占めている。預金の内、特殊預金とは「競争中に、インフレーション防止の見地から、企業設備や建物の強制疎開に対して支払われた補償金、空襲の被害に対して支払われた損害保険金等を長期預金させたもの」⁶⁾で、事実上封鎖された預金である。第2表は、早稲田大学が大蔵省へ、一九四六年一月二〇日に提出した「戦時補償特別税申請書」添付の「戦災火災保険金受取明細表」から作成した戦災火災保険金受取金額である。一九四五年五月二五日の空襲による被害に対して支払われた戦災火災保険金の内、第一回査定分の一一六万六〇五〇円は帝国銀行牛込支店へ、第二回査定分の内の一六万八七七〇円は安田銀

第1表 貸借対照表（1946年3月31日現在）

資 産			負 債		
項 目	金額 (円)	%	項 目	金額 (円)	%
土地	3,514,923.51	17.0	恩賜金	13,028.93	0.1
建物及設備	3,874,154.21	18.8	基金	10,480,584.84	50.8
機械器具	459,966.37	2.2	大隈基金	63,020.49	0.3
図書標本	1,292,690.72	6.3	高田基金	242,412.69	1.2
什器	438,791.83	2.1	出版部基金	177,258.53	0.9
公債	1,872,141.88	9.1	教職員基金	3,955.60	0.0
株式	79,250.00	0.4	教職員給与基金	1,609,124.03	7.8
信託預金	177,118.81	0.9	研究費基金	660,069.89	3.2
定期預金	3,103,417.25	15.0	佐藤文庫基金	13,174.59	0.1
通知預金	1,000,000.00	4.8	小野奨学基金	11,154.43	0.1
特殊預金	1,166,050.00	5.7	仮受金	5,624,668.58	27.3
普通預金	1,876,458.07	9.1	預り金	1,273,847.93	6.2
普通貯金	228,817.00	1.1	未払金	454,051.44	2.2
当座預金	104,593.00	0.5			
振替貯金	185,840.15	0.9			
現金	100,987.87	0.5			
仮支出金	1,151,151.30	5.6			
合計	20,626,351.97	100.0	合計	20,626,351.97	100.0

出典：「昭和二十年度収支決算書 早稲田大学」〔重要書類 昭和二十一年九月五日申請
昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』（財務関係資料11
「第一封鎖預金指定書類」）。

行九段支店へ特殊預金として預け入れられた。

第1表から、特殊預金を除く、信託預金・定期預金・通知預金・普通預金・普通貯金・当座預金・振替貯金合計は六六七万六二四四円二八銭で資産の三二・四％を占めていた。

CIE文書には、早稲田大学の「昭和二十年
度収支予算書」が含まれており、一九四〇年度、
一九四一年度、一九四四年度、一九四五年度の
早稲田大学の財政を分析した「早稲田大学の財
源」^⑦と題した文書が残されている。「早稲田大
学の財源」の作成時期は不明であるが、「一九
四五年度の正確な数字はまだ入手していない」
とあること、一九四六年九月には早稲田大学は
「昭和二十年度決算書」を大蔵省へ提出してい
ることから、一九四六年九月以前に作成された
ものと推定される。

この「早稲田大学の財源」では、「私立大学
の最大の弱点は、かなり不安定な財政基盤であ

第2表 戦災火災保険金受取金額

(円)

	保険契約高	受取保険金 (第1回査定)	受取保険金 (第2回査定)	受取保険金合計
安田火災海上保険株式会社	2,800,000	321,257.50	458,782.50	780,040.00
東京海上火災保険株式会社	2,360,000	270,774.19	381,670.81	652,445.00
大正海上火災保険株式会社	1,103,000	126,552.52	192,540.38	319,092.90
日本火災海上保険株式会社	1,300,000	149,155.28	226,904.72	376,060.00
同和火災海上保険株式会社	1,000,000	114,734.82	174,564.28	289,299.10
大阪住友海上火災保険株式会社	500,000	57,367.42	87,282.58	144,650.00
日新火災海上保険株式会社	550,000	63,104.10	86,010.90	149,115.00
大東京火災保険株式会社	250,000	28,684.72	33,644.28	62,328.00
大倉火災海上保険株式会社	200,000	22,946.97	8,983.03	31,930.00
大成火災保険株式会社	100,000	11,472.48	23,386.52	34,860.00
計	10,163,000	1,166,050.00	1,673,770.00	2,839,820.00
内	特殊預金	1,166,050.00	1,668,770.00	2,834,820.00
	封鎖預金	—	5,000.00	5,000.00

出典：「戦災火災保険金受取明細表」1946年11月20日（「重要書類 昭和二十一年十一月十八日申請
昭和二十二年五月十三日許可 戦時補償特別免除申請書類 会計課」（「財務関係資料」10
「戦時補償特別免除申請書類級」）。

る。授業料が、収入のほぼ全額を占める。他の機関と比べて早稲田大学も例外ではないが、良い方である。私立の単科大学や総合大学は、運営経費のために基金からの収入に頼っている。敷地、建物、実験室、設備は、収入の源泉ではない」と述べている。一九四五年度の収支については、「総収入は約四〇〇万円である。授業料は三五〇万円である。入学試験料は二八万八〇〇円である。二つの収入で三七万八〇〇円である。支出のうち、教員に支払われた給料が一四〇万円に達した。この年の比較的大きな収入は、復員者の入学と授業料による増加かもしれない」と指摘している。

第3表は、一九四五年度の「経常勘定収支決算書」である。CIE文書の分析通り、収入の七一％を学費が占めており、二番目の収入は「試験料」であった。一九四五年度予算と決算の差額を見ると、学費が七四万円以上増加し、合計で九二万円以上の増額であった。支出の二四％を占める教員給は一
二万円円の減額であった。戦災による施設・設備の復旧、インフレのため、一九四九年時点での日本の大学の財政は窮乏し、国立大学では、教官の研究に必要な経費、学生の教育に

第3表 經常勘定収支決算書（1945年4月1日～1946年3月31日）

(円)

収 入 之 部				支 出 之 部			
項 目	1945年度予算	1945年度決算	%	項 目	1945年度予算	1945年度決算	%
学費	2,843,000.00	3,588,800.01	71.2	報酬	23,000.00	16,863.00	0.3
実験実習費	205,700.00	204,610.40	4.1	教員給	1,339,000.00	1,217,641.46	24.2
登録料	54,500.00	69,212.00	1.4	俸給	925,800.00	921,393.19	18.3
試験料	228,300.00	284,621.00	5.6	職務給	59,300.00	45,680.61	0.9
大隈講堂収入	3,000.00	12,092.00	0.2	授業給	77,800.00	64,143.00	1.3
雑収入	5,500.00	51,414.97	1.0	時間給	276,100.00	186,424.66	3.7
寄付金	1,000.00	12,660.00	0.3	職員給	406,000.00	402,181.43	8.0
理工学部特別研究費繰越金	25,000.00	25,000.00	0.5	備員給	142,000.00	83,207.39	1.7
基本勘定ヨリ繰入金	750,000.00	790,174.85	15.7	雑給	220,000.00	228,210.41	4.5
				諸手当	530,000.00	592,598.09	11.8
				旅費	25,000.00	12,459.20	0.2
				実験実習費	270,400.00	110,684.42	2.2
				修理費	100,000.00	738,974.73	14.7
				借地費	1,600.00	375.00	0.0
				火災保険料	50,000.00	50,000.00	1.0
				消耗品費	219,500.00	506,860.43	10.1
				用品費	80,200.00	166,508.70	3.3
				印刷費	54,500.00	277,346.67	5.5
				通信費	38,800.00	12,459.95	0.2
				点灯費	30,000.00	41,812.44	0.8
				薪炭費	8,000.00	8,492.67	0.2
				被服費	8,000.00	240.00	0.0
				広告費	15,000.00	32,142.30	0.6
				集会費	20,000.00	10,311.81	0.2
				乗車費	10,000.00	3,296.65	0.1
				衛生費	10,000.00	5,716.00	0.1
				補助費	55,000.00	23,095.95	0.5
				大隈講堂費	15,000.00	11,475.73	0.2
				演劇博物館費	19,500.00	22,274.28	0.4
				鑄物研究所費	100,000.00	39,171.21	0.8
				雑費	50,000.00	146,618.30	2.9
				理工学部研究所費	50,000.00	7,035.74	0.1
				教職員給与基金費へ繰入金	120,000.00	400,000.00	7.9
				研究費基金へ繰入金	100,000.00	300,000.00	6.0
				予備金	200,000.00	52,391.70	1.0
				理工学部特別研究費	25,000.00	25,000.00	0.5
合計	4,116,000.00	5,038,585.23	100.0	合計	4,116,000.00	5,038,585.23	100.0

出典：「昭和二十年度収支決算書 早稲田大学」『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』（財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」）。

注：1945年度決算の諸手当の金額を修正した。

第4表 第一封鎖預金への申請（1946年8月）

預入金融機関店舗先	預金種類	金額（円）
住友銀行神田支店	定期預金	907,630
〃	普通預金	79,549
〃	通知預金	748,048
〃	当座預金	18,782
（合計）		1,754,009
帝国銀行牛込支店	定期預金	1,359,483
〃	普通預金	187,802
〃	通知預金	2,000,000
〃 四谷支店	定期預金	86,000
（合計）		3,633,285
安田銀行九段支店	定期預金	671,650
〃	当座預金	24,965
（合計）		696,615
三菱銀行高田馬場支店	定期預金	78,652
〃 江戸川支店	当座預金	11,880
（合計）		90,532
横浜正金銀行東京支店	普通預金	1,174
（合計）		1,174
住友信託株式会社	信託預金	2,216
（合計）		2,216
三菱信託株式会社	信託預金	124,120
（合計）		124,120
三井信託株式会社	信託預金	50,779
（合計）		50,779
東京貯金局	振替貯金	188,112
（合計）		188,112
総計		6,540,842

出典：『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』（財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」）。

必要な経費、大学の一般管理費等の物件費は、支出の三三％にすぎず、六七％は教官・事務職員の給与、手当等の人件費で占められていた。⁽⁸⁾ 戦災復旧の本格的な開始前と開始後という違いがあるが、第3表の一九四五年度決算の支出からは、旅費を含めた物件費が四九・五％を占め、報酬、教員給、職員給、備員給、雑給、諸手当の人件費は五〇・五％であり、当時としては物件費が維持されていたといえる。

このような状況下で、金融緊急措置に伴い、早稲田大学では封鎖預金の第一封鎖預金と第二封鎖預金の区分について申請する必要が生じ、一九四六年八月以降、「公益団体第一封鎖預金等申請」の書類作成が進められた。第4表は、「昭和二十一年八月一日」と記された、八月時点での「公益団体第一封鎖預金等申請」の書類から作成した表である。「金融緊急措置令施行規則改正」（一九四六年、大蔵省令第九〇号）は、第一封鎖預金等を申請するには「一金融機関毎二、

其ノ種類、金額、第一封鎖預金等ト為ルベキ金額、其ノ他封鎖預金等ニ関スル事項」(第一条ノ七)を記すこととしていた。第4表では、金融機関、預金種類毎に九つに分けて、集計されている。早稲田大学では、総額六五四万八四二円を第一封鎖預金として申請しようとしていた。先の第1表から、三月時点での、既に封鎖されている特殊預金を除く預貯金額は六六七万六二四四円二八銭であった。第1表と第4表では、住友銀行牛込支店と帝国銀行牛込支店で金額が変動し、一三万五四〇二円減額しているが、預貯金を第一封鎖預金として申請しようとしたといえる。

この「昭和二十一年八月 日」付の、財団法人早稲田大学理事・総長島田孝一から封鎖預金等審査委員会会長石橋湛山宛の「公益財団第一封鎖預金等指定申請ノ件」は次のように申請している。

昭和二十一年八月十一日附大蔵省告示第六三四号首標ノ件ニ関シ、本財団ノ経営ニ係ル

早稲田大学及第一高等学院、第二高等学院

早稲田大学専門部(政治経済科、法律科、商科及工科)

早稲田大学高等師範部

早稲田専門学校

早稲田高等工学校

早稲田工業学校

ノ六校ヲ代表シテ

別紙ノ通り、書類相添へ及申請候條、御許可相成度、此段御願申上候也

財団法人早稲田大学理事・総長は、「六校」の代表者となっており、第一封鎖預金等の指定を必要とする事由は「諸給与支払及び戦災復興費」であった。さらに、附属書類として「事業ノ概要」「貸借対照表」「収支計算書」「収支予

算書」「校規」「預金内訳表」が付された。

なぜ、早稲田大学は、預貯金のほぼ全額を第一封鎖預金に設定する必要があったのだろうか。理由の第一は、第二封鎖預金の支払いである。早稲田大学は英文申請書において、第一封鎖預金を Restricted Deposits、第二封鎖預金を Blocked Deposits と表現していた。⁽⁹⁾ 第一封鎖預金の支払いは「封鎖預金等」を「第一封鎖預金等」に改め、「金融緊急措置令施行規則改正」一九四六年、大蔵省令第九〇号、「封鎖預金等ノ支払ハ、国又ハ都道府県、其ノ他地方公共団体ニ対スル公租公課、其ノ他債務ノ支払ノ為、当該封鎖預金等ノ債権者ノ選択ニ従ヒ、現金ニ依ル支払、又ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スコトヲ得」(「金融緊急措置令施行規則」第七条、一九四六年、大蔵省令第二二号)と、必要に応じて支払われる可能性のあるものであった。

これに対して、第二封鎖預金の支払いは「第二封鎖預金等ノ封鎖支払ニ依ル支払ハ左ノ各号ノ使途ニ付、其ノ合計額ガ同号ニ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ之ヲ為スモノトス、一、国又ハ都道府県其ノ他、地方公共団体ニ対スル公租公課ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノノ支払ノ為、之ニ要スル金額、二、昭和二十一年八月十一日ニ於テ現ニ存スル金融機関ニ対スル債務ノ元本及利息ノ支払ノ為、之ニ要スル金額、但シ、支払ヲ為スベキ第二封鎖預金等ガ当該債務ノ担保ニ供セラレタル場合ニ限ル、三、昭和二十一年八月十一日前ニ封鎖預金等ニ基キ振出シ、又ハ発行セラレタル手形、小切手、郵便為替證書、其ノ他之ニ準ズル支払指図ニシテ同日ニ於テ現ニ存スルモノノ支払ノ為、之ニ要スル金額、四、他ノ法令ノ規定ニ依リ、第二封鎖預金等ノ支払ヲ為シ得ベキ使途ノ為、当該法令ノ規定ニ依リ認めラレタル金額、五、大蔵大臣ノ指定スル已ムコトヲ得ザル使途ニ充ツル為必要ナル金額」(「金融緊急措置令施行規則改正」第七条ノ二、一九四六年、大蔵省令第九〇号)、と規定されていた。第二封鎖預金の支払いは使途、限度額が決められ、金融機関からの引き出しはほぼ不可能となる預金であった。

第5表 早稲田大学建物戦災被害状況

	被害建物名 構造	延坪数 (坪)		被害坪数 (坪)	備 考
		延坪数 (坪)	延坪数 (坪)		
1	文学部及高師部校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建	305.05		300.00	3、4 階全焼復旧可能
		1,370.72		300.00	
2	恩賜記念館 煉瓦造 3 階建	181.00			全焼復旧可能
		519.60		519.60	
3	商学部校舎 鉄筋コンクリート造 4 階建	370.47		700.00	1、2 階一部罹災復旧可能
		1,657.73		102.44	
4	演劇博物館 鉄筋コンクリート造 3 階建	121.40			屋階全焼復旧可能
		452.16		110.00	
5	理工学部 (採治) 校舎 鉄筋コンクリート造 5 階建	409.07			屋階全焼復旧可能
		2,186.50		130.00	
6	理工学部 (採治) 実験室 煉瓦造平屋	180.68			全焼復旧可能
		180.68		180.68	
7	電気機械実験室 煉瓦造木造平屋一部 2 階	350.23			全焼再使用不能
		472.39		472.39	
8	鋸接実験室 鉄骨平屋	16.60			全焼
		16.60		16.60	
9	鍛冶場 木造平屋造	12.50			全焼
		12.50		12.50	
10	仕上及木工場 木造 2 階建	100.00			全焼
		184.37		184.37	
11	デーゼル機関室 木造平屋造	15.00			全焼
		15.00		15.00	
12	鋳物実習場 木造平屋造	63.92			全焼
		63.92		63.92	
13	理工学部木造校舎 木造 4 階建	203.55		713.55	全焼
		713.55		713.55	
14	建築実験室 木造平屋造	6.00			全焼
		6.00		6.00	
15	理工学部研究室 鉄筋コンクリート 5 階建	162.00		100.00	屋階全焼復旧可能
		648.50		45.00	
16	専門部工科校舎 木造 2 階建	200.00		400.00	全焼
		400.00		400.00	
17	第二高等学院木造校舎 木造 2 階建	145.64		291.28	全焼
		291.28		291.28	
18	第二高等学院 特殊教室 木造 2 階建	22.50		45.00	全焼
		45.00		45.00	
19	第二高等学院 木造平屋建	31.50		63.00	全焼
		63.00		63.00	
20	第二高等学院 食堂 木造平屋建	56.66			全焼
		56.66		56.66	
21	野球部更衣室、外 8 棟 木造平屋造	104.41			全焼
		104.41		104.41	
22	大隈会館 木造平屋建	537.45			全焼
		537.45		537.45	
23	学生部室 8 棟 木造平屋建	341.12			全焼
		341.12		341.12	
24	自動車庫 3 棟 木造平屋建	16.00			全焼
		16.00		16.00	
25	茶室 木造平屋建	21.28			全焼
		21.28		21.28	
26	校友会別館 木造平屋建一部 2 階	156.10			全焼
		189.37		156.10	
27	校友会別館 門衛所 木造平屋建	5.50			全焼
		5.50		5.50	
28	石油工学科校舎 4 号 1 棟 木造 2 階建	146.39		286.39	全焼
		286.39		286.39	
29	第一高等学院校舎 木造 2 階建 6 棟	1,165.66		2,133.07	全焼
		2,133.07		1,925.82	
30	第一高等学院学生会館、外 21 棟 木造平屋一部 2 階	660.40			全焼
		685.40		685.40	
31	理工学研究所 煉瓦鉄筋木造 8 棟	408.43			全焼
		435.43		435.43	
		6,516.51		9,102.70	
合計		14,111.58		4,172.48	

出典：「早稲田大学建物戦災被害状況調査書」重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課 (財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」)。

注：被害坪数の斜体は教室。合計の焼失面積は9,102坪、焼失校舎4,172坪49を修正した。

第5表は、一九四五年五月二十五日の空襲による「早稲田大学建物戦災被害状況」である。三一の建物群、九一〇二坪が焼失し、その内四一七二坪は教室であった。先の附属書類の「事業ノ概要」は次のように述べている。

本大学ハ、明治十五年十月二十一日、東京専門学校ト称シテ開校セラレテヨリ、「学問ノ独立」、「学問ノ活用」、「模範国民ノ造就」ヲ建学ノ本旨トシテ、人材ノ育成、學術ノ研究、教授及普及ニ斯界ニ貢献セリ、現在大学部（政治経済、法、文、商、理工各学部）、専門部（政治経済、法、商、工科）、附属高等師範部、第一及第二高等学院、専門学校、高等工学校及ビ工業学校、鑄物研究所、演劇博物館、図書館（収蔵圖書五拾万冊）ヲ設置シ、教職員約一千名、学生約二万四千余名ヲ擁セリ

昭和二十年五月二十五日ノ空襲ニヨリ恩賜記念館ヲ始メ、建物及ビ機械、器具、図書標本等ノ約三分ノ一ヲ焼失シ、之ガ現在復旧ニ対シテハ六千壹百余万円ノ巨額ヲ要スル見込ニシテ、淀橋区戸塚町所在校舎設備ノ復旧工事ニ着手シ、目下鋭意完成ニ努力中ナルモ、資金調達ノ為メ、特殊預金ノ解除、及ビ借入金ノ認可ヲ文部省ヲ經由大蔵大臣ニ申請中ナリ⁽¹⁰⁾

早稲田大学では戦災からの復旧が急がれ、「復旧工事三ヶ年完成予定⁽¹¹⁾」で、六一〇〇万円の巨費を必要としていた。しかし、先の第3表に見るように、「学費」以外に主たる収入源はなく、「大隈講堂収入」の収入に占める割合は微々たるものであり、土地・建物・研究設備は収益を生じるものではなかった。そのため、資産の三三%以上を占める預金が、第二封鎖預金に設定されては、復旧のための資金調達が困難となることは必至であった。

理由の第二は、第二封鎖預金の切り捨てが予想されたことである。封鎖預金を第一と第二に区分した理由は、一九四六年七月の戦時補償の打ち切り決定に伴う、金融機関の整理と預金の切り捨てを含む処置への対応であった。そのため、第二封鎖預金は、「金融機関再整備法」にもとづく旧勘定の処理にさいし、損失補填のために切り捨てられることが予想されていた。第二封鎖預金切り捨てへの懸念は、新聞紙上でも取り上げられていた。例えば、「読売新聞」（一九四六年八月二日）は「最大五割内外か——第二封鎖預金の切捨て」と題して「第二封鎖預金に繰入れられた預

貯金はどうか……企業会社の整理、これら整理会社に融資してゐた銀行の整理にあつて整理の対象とされるのであるから多かれ少なかれ切捨てられるのは免れないが、もちろん全部没収されるわけではない」と報道した。「全部没収されるわけではない」とはしているものの、「多かれ少なかれ切捨てられるのは免れない」と、第二封鎖預金に切り捨てられるであろうことを予想していることは確かであった。

「金融緊急措置令施行規則改正」（一九四六年、大蔵省令第九〇号）で、第一封鎖預金は、「慈善団体、教育団体、医療団体、其ノ他専ラ公益ヲ目的トスル団体」については、「大蔵大臣ノ許可ヲ受ケ総額百万円ヲ超エザル限度ニ於テ、之ヲ増額スルコトヲ得」（第一条ノ四ノ四）とされ、限度額は一〇〇万円であった。

早稲田大学が預貯金六五四万円八四二円を第一封鎖預金に申請しても、五五〇万円以上の預貯金が第二封鎖預金に設定されることとなる。五五〇万円以上の預貯金が封鎖され、その一部は切り捨てられるかもしれない、という事態は何としても回避しなければならなかった。

第6表は、「昭和二十一年九月 日」付の「第一封鎖預金等申請書」から作成した第一封鎖預金申請である。総額六五四万八四二円の申請額に変更はないが、預貯金は、大学部、第一・第二早稲田高等学院、専門部、高等師範部、早稲田専門学校、早稲田高等工学校、早稲田工業学校の七校に分散された。各校の申請預貯金額を、九九万八一六六円を最高に、すべて一〇〇万円以下となるように設定するためには、大学と第一・第二高等学院を同一のものとしてではなく、二つの学校に分ける必要があった。CIEE文書には「REQUEST FOR ESTABLISHMENT OF RESTRICTED DEPOSITS、SEVEN FINANCIAL UNITS OF WASEDA UNIVERSITY」とし、金融機関⁽¹³⁾との早稲田大学第一封鎖預金指定申請書と、七校に分けられた申請書の英文翻訳申請書が残されている。このことから、一九四六年九月五日に申告された申請書は、「金融緊急措置令施行規則改正」に従い、銀行毎の申請書も提出したが、九月作成の

第6表 第一封鎖預金への申請（1946年9月）

預入金金融機関店舗名	預金種類	金額（円）
早稲田大学		
帝国銀行牛込支店	定期預金	12,439
安田銀行九段支店	定期預金	70,000
住友銀行神田支店	通知預金	348,048
帝国銀行牛込支店	普通預金	145,651
横浜正金銀行東京支店	普通預金	1,174
住友銀行神田支店	当座預金	18,782
安田銀行九段支店	当座預金	24,965
三菱銀行高田馬場支店	当座預金	11,880
住友信託東京支店	信託預金	2,216
三菱信託株式会社	信託預金	124,120
三井信託株式会社	信託預金	50,779
東京貯金局	振替貯金	188,112
(合計)		998,166
第一、第二早稲田高等学院		
住友銀行神田支店	定期預金	210,069
帝国銀行牛込支店	定期預金	650,000
帝国銀行牛込支店	通知預金	100,000
住友銀行神田支店	普通預金	10,449
帝国銀行牛込支店	普通預金	22,008
(合計)		992,526
早稲田大学専門部		
住友銀行神田支店	定期預金	403,216
帝国銀行牛込支店	定期預金	238,094
住友銀行神田支店	通知預金	300,000
住友銀行神田支店	普通預金	44,332
(合計)		985,642
早稲田大学高等師範部		
住友銀行神田支店	定期預金	28,500
安田銀行九段支店	定期預金	500,000
帝国銀行牛込支店	通知預金	400,000
住友銀行神田支店	普通預金	22,467
(合計)		950,967
早稲田大学附属専門学校		
帝国銀行牛込支店	定期預金	155,000
帝国銀行四谷支店	定期預金	86,000
安田銀行九段支店	定期預金	101,650
帝国銀行牛込支店	普通預金	3,495
帝国銀行牛込支店	通知預金	600,000
(合計)		946,145
早稲田大学附属高等学校		
帝国銀行牛込支店	定期預金	303,950
帝国銀行牛込支店	通知預金	500,000
住友銀行神田支店	通知預金	100,000
住友銀行神田支店	普通預金	2,301
帝国銀行牛込支店	普通預金	14,104
(合計)		920,355
早稲田大学附属工業学校		
住友銀行神田支店	定期預金	265,845
三菱銀行江戸川支店	定期預金	78,652
帝国銀行牛込支店	通知預金	400,000
帝国銀行牛込支店	普通預金	2,544
(合計)		747,041
総計		6,540,842

出典：『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』（財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」）。

七つの学校毎の申請書も提出されたと推測される。

申請書の提出とともに、第一封鎖預金指定への依頼も行われた。一九四六年九月四日には、文部省学校教育局長日高第四郎から大蔵省銀行局長へ宛て「右財団法人早稲田大学は数個の学校を経営いたして居り、昨年戦災の為、其の三分一を焼失致し復旧には巨額の費用を要する実状にありますから、特別の御詮議下さる様、御願ひいたします。」との、依頼が行われた。同年九月二日には、先の第5表の「早稲田大学建物戦災被害状況調査」を携え、「封鎖預金解除通進ノタメ」⁽¹³⁾ 島田総長は大蔵省関係局長を訪問した。

同年一〇月一五日・一六日には、CIE教育局のマックグレル T. H. McGrail と早稲田大学の Mr. S. Nakajima はCIEにおいて、「私立学校の封鎖預金」⁽¹⁶⁾ について、会議をした。マックグレルは、ニューハンプシャー大学の

英文学の教授で、CIEのアドバイザーとして来日し、ホームズ L. Holmes 等と大学認定協会の設立のための行政指導に取り組んだ。マックグレールは文部省官僚等と会議をし、多くの報告書が残されている。⁽¹⁷⁾

一〇月一五日付の報告書によれば、Nakajimaは「圧力によって、第二封鎖預金と火災保険賠償の両方とも解除されるだろうとを信じていた」。一六日付の報告書によれば、Nakajimaは「分割された学校から構成される総合大学は、一つの機関としてよりも、むしろ、各学校の基盤に基づいて封鎖預金の払い戻しに適用されるのかどうか」と質問し、Nakajimaは「この問題は根本的な問題というよりも、財政政策と手続きの問題である」と語った⁽¹⁸⁾、という。

このマックグレールとNakajimaとの会議から、封鎖預金の設定において、早稲田大学は一枚として扱われるのか、七枚となるのか、という問題を、CIEにおいて直接提議していただくかがわかる。それと同時に、この問題は私立学校全体の問題でもあった。

この後も早稲田大学では、継続的に封鎖預金の解除を申請していた。「昭和二十一年十一月八日、文部省学校教育局大学教育課へ提出ス」と記入が残されているメモには、封鎖解除申請額六五四万八四二円とし、被害状況は合計六〇九一万三六五五円であり、一九四六年度内の「収入見込額」として合計三四二万七三〇〇円と見積もり、「封鎖解除ナラザル時」差引不足額は六八三三万六五九一円となること。一九四六年一〇月三〇日現在、帝国銀行牛込支店から一四〇万円を借入れているが、「封鎖預金未解除ノ場合借入金予想」は一九四六年八月一日から一九四七年三月三二日で合計二二三三万六五九一円となり、年度内借入予想額は一九九三万六五九一円となること。現在経営中の学校は七校であり、教職員総数は一〇四一名、学生総数は二万三七四八名と報告している。⁽¹⁹⁾

第7表は、第一、第二封鎖預金の内訳である。結果的に、早稲田大学は一つの財団法人として扱われることとなった。預貯金は、九つの金融機関毎に集計され、第一封鎖預金六八万九〇五二円、第二封鎖預金五八五万一一七九一円と、

第7表 第一、第二封鎖預金内訳

(円)

預先金融機関店舗名	第一封鎖預金	第二封鎖預金	合計
住友銀行神田支店	265,311	1,488,698	1,754,009
帝国銀行牛込支店	194,818	3,352,467	3,547,285
〃 四谷支店	15,000	71,000	86,000
安田銀行九段支店	60,000	636,615	696,615
三菱銀行高田馬場支店	18,652	60,000	78,652
〃 江戸川支店	11,880	—	11,880
横浜正金銀行東京支店	1,174	—	1,174
住友信託株式会社東京支店	2,216	—	2,216
三菱信託株式会社	60,000	64,120	124,120
三井信託株式会社	15,000	35,779	50,779
東京振替貯金局	45,000	143,112	188,112
合計	689,051	5,851,791	6,540,842

出典：「第一、第二封鎖預金内訳表」『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』（財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」）。

預貯金の八九・五％が第二封鎖預金へ設定された。

一九四七年二月一七日付の「昭和二十二年二月十五日ノ通牒ニ対シ、下記ノ通り御報告致シマス」とある「公益団体第一封鎖預金等申請ニ関スル件」のメモが残されており、この史料の英文翻訳には、欄外に「昭和二十二年二月十八日大蔵省へ提出」とあることから、一九四七年二月時点でも、第一封鎖預金への変更の申請が継続して行われていたことがわかる。

この後、第一封鎖預金指定申請に関する経過は不明である。だが、一九四六年九月四日付、九月五日申告の文部省学校教育局長日高第四郎から大蔵省銀行局長宛「第一封鎖預金等指定申請の件」⁽²⁾の欄外には、「昭和二十二年五月十三日全額許可」とある。

一九四七年一〇月四日付で、早稲田大学理事・総長島田孝一は文部省学校教育局大学教育課長へ宛て「封鎖預金について」という次の書類を提出した。

記

- 一、第一封鎖預金切替前の第二封鎖預金総額
金 五、六五一、一三四円
- 二、第二封鎖預金より第一封鎖預金に切替えた総額

金 五、六五二、一三四円

三、現在手持の第二封鎖預金総額

無し⁽²²⁾

ここに、早稲田大学の第二封鎖預金は全額、第一封鎖預金へ切り替えられたことが確認される。

この後、第二封鎖預金は、「金融機関再建整備法」に従い、金融機関毎に整理が行なわれ、金融機関毎に第二封鎖預金は切り捨てられた。処理が終わったのち、残った第二封鎖預金は第一封鎖預金に組み替えられ、一九四八年七月二二日をもって第一封鎖預金はすべて自由預金に移され、封鎖預金は終了した。⁽²³⁾

三 戦時補償特別税の免除

戦時中に政府が民間に支払いを約束した戦時補償は、総額五六五億円に上った。戦時補償の支払いは、財政の大きな負担となり、通貨面からのインフレの要因となることが危惧された。GHQは、一九四五年一月、戦時補償支払い凍結と戦時利得税・財産税の新設を指令した。一九四六年一月十九日「戦時補償特別措置法」(法律第三八号)が公布され、戦時補償は支払うが、ほぼ全額に戦時補償特別税を付加するという、事実上の補償打ち切りがとられた。

ただし「戦時補償特別措置法」においては、「一慈善団体、二教育団体、三医療団体」(戦時補償特別措置法施行規則)第一条、一九四六年大蔵省令第一一三号)は、「戦時補償特別税を軽減又は免除することができる」(戦時補償特別措置法)第二二条)こととされた。

これにより、早稲田大学では、一九四六年一月二〇日大蔵大臣石橋湛山宛「戦時補償特別税申請書」⁽²⁴⁾を提出した。

その内容は、先の第2表から、受取保険金額二八三万九八二〇円が戦時補償特別税の課税額となり、控除金額一〇万円、納付すべき税額二七三万九八二〇円、免除を受けようとする金額は二七三万九八二〇円となり、免除を受けようとする理由は、「戦災復旧費」とされた。

「戦時補償特別措置法」においては、封鎖預金とは異なり、最初から、教育機関への免税が規定されていたため、一九四七年五月一三日、申請は認可され、戦時補償特別税は免除された。

おわりに

本稿では、早稲田大学における金融緊急措置への対応について検討した。その結果を、封鎖預金の設定と戦時補償特別税免除からまとめる。

第一に、一九四六年二月から開始した金融緊急措置により、早稲田大学では資産の三二%以上を占める預貯金が封鎖されることとなった。八月に第一封鎖預金と第二封鎖預金への区分が実施されると、政府は公益団体には第一封鎖預金への設定額の制限を緩和した。しかし、早稲田大学にとっては緩和された金額は不十分な額であった。預貯金の八五%以上が、金融機関からほぼ引き出すことのできない、切り捨てのおそれのある第二封鎖預金に設定されることが予想されると、早稲田大学では、大学を一つの財団としてではなく、七つの学校として示し、預貯金を第一封鎖預金に申請しようとした。この試みは失敗に終わったが、封鎖預金設定の問題は、早稲田大学のみならず、私立学校全体の問題としてCIEに提議された。交渉の末、早稲田大学では、一九四七年五月に第二封鎖預金を第一封鎖預金に全額切り換えることが認可され、一九四八年の第二封鎖預金の整理と切り捨ての対象とならないこととなった。

第二に、金融緊急措置の一環として、封鎖預金の設定と同時に実施された戦時補償特別税は、「戦時補償特別措置法」公布の当初から、教育機関は減税、免除が規定されていたため、封鎖預金程には問題は起きずに、早稲田大学は戦時補償特別税を免除されることとなった。

金融緊急措置は、個人や企業・金融機関だけでなく教育機関においても、学校の存続のためにその対応は重要な課題であったといえる。

註

- (1) 鈴木英一「連合国の対日占領教育政策」(講座日本教育史)編集委員会編『講座日本教育史』第四卷、現代Ⅰ／現代Ⅱ、第一法規出版、一九八四年、二三四～二三六頁。
- (2) 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第一二巻金融(一)、東洋経済新報社、一九七六年、二七～三二、九五～九六、一五〇頁。
- (3) 村井実『アメリカ教育使節団報告書』講談社、一九八三年、一一一～一二二頁。
- (4) 前掲、大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第一二巻金融(一)、一二四～一二五頁。
- (5) 資産の内訳は、「財産目録(昭和二十二年三月三十一日現在)」、「昭和二十年度収支決算書 早稲田大学」、「重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課」(財務関係資料11「第一封鎖預金指定書類」)による。
- (6) 日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第五巻、日本銀行、一九八五年、二六頁。
- (7) *Waseda University (Tokyo), Jan. 1946- Aug. 1951, GHQ/SCAP Records, CIE, 5654 (15)*。
- (8) 文部省『わが国の高等教育』大蔵省印刷局、一九六四年、五四頁。
- (9) 前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
- (10) 同前。
- (11) 「将来の事業計画」(重要書類 昭和二十一年十一月十日申請 昭和二十二年五月十三日許可 戦時補償特別免除申請書類綴 会計課「財務関係資料」10「戦時補償特別税免除申請書類綴」)。
- (12) 前掲、大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第一二巻金融(一)、一二四・一四六頁。
- (13) *Waseda University (Tokyo), Jan. 1946- Aug. 1951, GHQ/*

SCAP Records, CIE, 5654 (15).

会計課】。

- (14) 前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
「早稲田大学建物戦災被害状況調査」前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
- (16) 337 Conference Reports, Education Division - McGrail, GHQ/SCAP Records, CIE, 5362 (1).
- (17) *Educational Reform in Japan, 1945-1952 Part 2., p.7.
- (18) 337 Conference Reports, Education Division - McGrail, GHQ/SCAP Records, CIE, 5362 (1).
- (19) 前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
- (20) 前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
- (21) 前掲『重要書類 昭和二十一年十一月十八日申請 昭和二十二年五月十三日許可 戦時補償特別免除申請書類綴 会計課』。
- (22) 前掲『重要書類 昭和二十一年九月五日申請 昭和二十二年五月十三日許可 第一封鎖預金指定書類 会計課』。
- (23) 前掲大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第一二巻金融(一)、一四七頁。
- (24) 前掲『重要書類 昭和二十一年十一月十八日申請 昭和二十二年五月十三日許可 戦時補償特別免除申請書類綴